

総務事業常任委員会会議録

令和8年3月4日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和8年3月4日（水）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	河瀬 成利
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	北村 孝
〃 委員	森野 良一
〃 委員	尾崎 孝子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
総務課長	森野 英三	中定 昭博	
経営戦略課長	岩佐 式人	経営戦略課参事	岩根 由佳
自治防災課長	朝野 恵美	税務会計課長兼会計管理者	
税務会計課参事	村田 健次	長谷川太志	
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼生活環境課長	
産業住民部次長兼住民人権課長		小倉由紀夫	
	谷野 彰俊	土木課長	橋本 珍彦
産業建築課長	坂本 健三	消 防 長	岸田 健二
消防次長兼予防課長	下川 浩幸	消防署長兼警防課長	森田 憲久
消防総務課長	和田 衛太		

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
主 事	兼田 雄飛

委員長（河瀬 成利議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集くださいます、ありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（河瀬 成利議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（河瀬 成利議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、3番・北村 孝委員を指名いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆様おはようございます。本日は、委員皆様方には公私ご多忙のところ、令和8年第1回定例会の総務事業常任委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、3月の2日から本町役場の窓口閉庁時間を、17時30分を17時に変更させていただきました。今のところ大きな混乱もなく、実施できているところでございます。議員の皆様、住民の皆様のご協力のおかげでございます。ありがとうございます。この時間を業務の改善や住民皆様の施策の充実のためにと活用してまいりたいというふうに考えております。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、先日の本会議に提出いたしました議案の付託された案件につきまして、ご審議を頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。開会の挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

3月2日の本会議において本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようお願いいたします。

また、発言者は必ずマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

案件、令和8年第1回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（河瀬 成利議員）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第9号））を、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根経営政略課参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明をさせていただきます。

令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）を、令和8年1月19日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。専決第2号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）。第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,727万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億7,754万2,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

歳入で第15款 府支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金で、補正額1,647万6,000円は、府知事選挙委託金ほかでございます。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額80万1,000円は、財政調整基金繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出で第2款 総務費、第4項 選挙費、第2目 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費で、補正額1,402万6,000円

は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事務費でございます。第9目府知事選挙費で、補正額325万1,000円は、府知事選挙に係る事務費でございます。

説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません、1点だけちょっとお伺いしたいんですけど、開票のときに開票立会人というところで、私も経験したことあるんですけど、そのときは現金でその場で頂くという形になっていたんですけど、今は何か後でというところと、あと金額も、前に私がしてるときは8,000円やったんですけど、何かちょっと上がっているようで、その変更になった経緯だけ教えていただきたいんですけど。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野総務課長。

総務課（森野 英三課長）

立会人さんに対しての報酬に関しましては、国の基準が上がった経緯がございまして、それに合わせて今回支給させていただく分も上がっているという状況になっております。以上です。

委員（河野 隆子議員）

何で振込になったんですかね。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野総務課長。

総務課（森野 英三課長）

その振込になった経緯は、すみません。現在ちょっと把握しておりませんので、また確認のほど、お伝えさせていただきます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。じゃあ、また分かった時点で教えていただけますか。お願いします。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第９号））を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第２号は、原案のとおり承認されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第３号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１０号））を、担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根経営戦略課参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

それでは、議案書の２３ページをお願いいたします。議案第３号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明をさせていただきます。

令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第１０号）を、令和８年２月２日付で地方自治法

第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。専決第3号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）。第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億506万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億8,261万1,000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

第2条は繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、26ページ第2表、繰越明許費をご覧ください。繰越明許費につきましては、総務費、総務管理費において地域振興券交付事業9,646万7,000円、省エネ製品買替促進事業860万2,000円を計上するもので、今年度中に完了を見ないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

次のページに参りまして、第3表、債務負担行為補正をご覧ください。まず1つ目は、債務負担行為の追加でございます。事項は広報紙ポスティング業務委託で、期間は令和7年度から令和8年度としており、限度額は410万円とするものでございます。本事業は、現在、自治会において広報の配布をしていただいておりますが、令和8年5月号より業務委託をするため、令和7年度中に事業者を決定しておく必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2つ目は、債務負担行為の変更でございます。事項は、広報紙印刷製本事業の限度額の変更で、592万1,000円を730万円に増額するものでございます。本事業は、令和8年度の広報紙作成に向けて、令和7年度中に事業者を決定しておく必要があることから、12月議会におきまして債務負担行為を設定しておりますが、広報紙配布を業務委託することにより、広報紙の印刷部数の増刷及び1冊当たりの総ページ数の増加が必要となったことから、限度額を変更するものでございます。

29ページをお願いいたします。事項別明細書によりご説明をさせていただきます。歳入で、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額1億506万9,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出で、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第20目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業費で、補正額1億506万9,000円は、地域振興券交付事業及び省エネ製品買替促進事業に係る経費でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、坂本産業建築課長より、地域振興券交付事業に係る補足説明、小倉産業住民部次長より省エネ製品買替促進事業に係る補足説明がございます。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

忠岡町地域振興券交付事業について、ご説明させていただきます。議案第3号産業建築課資料をお願いいたします。

まず初めに、目的は、町内の店舗等において使用できる忠岡町地域振興券を交付することにより、食料品等の物価高騰の影響を受けている住民の生活を支援するとともに、地域消費の拡大、地域経済の活性化を促進するものでございます。

事業費は9,646万7,000円で、内訳は職員手当10万円、需用費3万5,000円、役務費622万4,000円、委託料9,010万8,000円で、そのうち地域振興券が8,050万円を含んでおります。

交付対象者につきましては、令和8年4月1日現在において、住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に記録されている方で、計1万6,100名を想定しております。

交付枚数でございますが、交付金額は交付対象者1人につき5,000円、額面500円券を1冊10枚つづりとなっております。取扱い店舗につきましては、町内に店舗または事業所を有していること、飲食小売事業者であることとなっております。

振興券作成から換金までの流れでございますが、1番、振興券案内状封筒作成、商工会に依頼してございます。2番、取扱店舗等対応業務、取扱店舗の募集、申請受付、審査、個別相談等を商工会に現在やっていただいております。それが終わりましたら、振興券の発送、住民の問合せの対応を忠岡町がする予定をしてございます。振興券が届きましたら、住民さんは振興券を利用していただいて、最後に取り扱い店舗から振興券の換金、管理を商工会にやっていただく予定をしてございます。

スケジュールにつきましては、取扱店舗募集は2月9日から3月6日、振興券発送は4月下旬頃を予定してございます。使用可能期間は5月1日から9月30日までで、振興券の換金期間は10月30日までとなっております。

最後に、本資料は交付事業の概要を示したものであり、その他要件等については、交付事業の開始に向けて町広報紙及び町ホームページ等で周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

続きまして、生活環境課のほうから物価高騰対策臨時省エネ製品買替促進事業について、ご説明させていただきます。議案第3号生活環境課資料をご覧ください。

説明の前に、資料の修正をお願いいたします。下段部分でございます。補助事業の期間を記載しております。その2行目、アスタリスクの文章の中段部分でございます。「20,000千円」と記載しておりますが、正しくは「20,000円」でございまして、「千」という漢字は記載誤りでございます。おわび申し上げますとともに、修正のほうをよろしくをお願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。本事業は、エネルギー価格高騰の影響を受ける住民生活への支援及び温室効果ガスの削減を目的として、一定基準を満たす省エネ製品、エアコン、電気冷蔵庫、照明器具及び電球への買換えを行う住民に対し、予算の範囲内において購入費の一部を補助するものでございます。

補助対象者は、本町に現に居住する者、かつ町税の滞納のない者とし、世帯主の申請といたします。

補助対象となる事業は、令和8年4月1日以降に補助対象者が行う新品の省エネ製品への買換えであること。経済産業省資源エネルギー庁が発行している省エネ性能カタログにおいて、省エネ基準達成率100%以上の省エネ製品への買換えであることを条件としております。

また、申請は、エアコンもしくは電気冷蔵庫につき1回限り、照明器具及び電球につき1回限りとし、エアコンもしくは電気冷蔵庫については、平成28年3月31日以前に製造されたものの買換えであること、照明器具及び電球については、自らが居住する町内の住宅において固定して使用するものの買換え、かつ非LEDからLEDへの買換えを対象としております。

補助金の額については、エアコンもしくは冷蔵庫は2分の1補助で、上限額3万円。照明器具及び電球は2分の1補助で、上限額2万円となっております。ただし、電球のみの買換えについては、上限額1万円となります。

補助事業の期間といたしましては、令和8年4月1日から令和8年9月30日までを想定しておりまして、エアコンもしくは冷蔵庫を50世帯、照明器具及び電球を200世帯の合計550万円を予算計上しております。

補助制度の詳細につきましては、町ホームページへ掲載しており、町広報4月号でも周知をいたします。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。北村委員。

委員（北村 孝議員）

両事業とも詳細については広報でお知らせいただけるということで、細かいことは聞きませんが、何点かちょっとお聞きいたします。

この地域振興券交付事業についてですけれども、取扱い店舗募集、2月9日から3月6日ということで、本日3月4日ですけれども、現在どれくらいの事業所が登録されているのか、お願いいたします。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

昨日現在ですけれども、商工会さんに問い合わせたんですけれども、40件弱ぐらいということをお聞きしておりまして、昨日、商工会さんとお話しして、ちょっと募集期間の延長をしようかという協議はさせていただいてます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。それと、物価高騰、省エネ製品の買替促進事業ですけれども、この省エネ基準達成率100%以上と、補助対象事業の中にうたわれてますけれども、私よく分からんけど、80%とか50%とか、そういう基準のものがあるのかどうなのかということもちょっと分かりませんし、この補助対象事業の2番目ですね、2のこの非LEDからLEDへの買換えということは、このLEDになってかなり年数もたちますし、現在LEDを使っているところの方がまたLEDに換えるということの確認なんかは取れないですよ。この際、補助頂けるんやから、現在のLEDの例えば電球から新しい製品に換えるというところのこの確認の仕方はちょっと大変なのかなと思います。

あと、これ、期間が4月1日から9月30日までとあります。予算も、エアコンもしくは冷蔵庫は3万掛ける50世帯、照明器具及び電球は2万掛ける200世帯。この期間でこれがどれぐらい、私、その申込みがあるのか予測は全然つかないんですけど、エアコンの場合、50世帯やから、エアコン、冷蔵庫はあるのかなと。電球のこの200世帯というところの部分で、これ予算が使い切れなかった場合、そのまま期限で打ち切るのか、延長されるのか、この辺ちょっとお伺いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

まず、1つ目のご質問だったかと思います。100%達成していない家電とかがあるのかというご質問だったかと思いますが、現にございます。で、どの製品が100%以上に達しているか、達していないかということはですね、今現在、町のホームページで掲載してもらってるんですけども、省エネ性能カタログというものがございまして、このカタログを見ていただきますと、その省エネ基準達成率という欄がございまして、そこをクリックしてもらくと、どの製品が100%達しているか、達していないか、いわゆる省エネ基準の達成率の昇順、降順というんですか、そういうふうな並びで確認ができるような形になっております。ですので、もしお時間ありましたら、町のホームページも一度ご覧いただけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

2つ目にご質問いただいたのが、非LEDからLEDへの交換について、確認をどういうふうなことで取られるのかというご質問だったかと思います。

今回の買替事業でございますけども、エアコン、冷蔵庫、LED全てについて、現在の設置状況と設置後の状況の画像を提出していただくというところを条件としておりますので、その画像で確認のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

3つ目、ご質問いただいたところが、いわゆる予算の執行でご質問いただいたかと思います。まず、エアコン、冷蔵庫が3万円掛ける50、電球が2万円掛ける200、都合550万円組ませてもろうてますけども、予算の執行状況を見まして、もし仮に冷蔵庫、エアコンの申請のほうが多いということであれば、LEDの分をまあまあ削るといえるか、予算の範囲内で融通をしながら、申請状況を見て業務のほうを行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

省エネ基準達成率100%以上のもの、それ以外のもあるということですね。はい、ありがとうございます。

この非LEDからLEDに変える画像というたら、いわゆる、要は写真ですよ。

委員長（河瀬 成利議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、写真です。本来、写真を持ってきていただいたら一番早いんですけども、中にはプリントアウトできない方もいらっしゃると思いますので、携帯等で画像を撮ってもらったら、その携帯を生活環境課のほうで提示していただいて、確認というようなことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。それと、補助事業の期間の中に、さっき3万か、エアコンの場合と、また照明器具の場合、予算執行の状況によっては柔軟に対応していくということで、ありがとうございます。

もう1点、広報紙ポスティング業務委託、これまで自治会さんがやっていたいてんですが、広報紙ポスティング業務、委託になった経緯をちょっとお願いいたします。

経営戦略課長（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課長（岩佐 式人課長）

ポスティング業務委託に至った経緯でございますけれども、皆さんご存じのとおりですね、忠岡町内だけではなく日本全国で自治会の加入というのが、加入率というのがやっぱり低下しているというところが問題としてございます。例外なく、町のほうでもですね、なかなか加入率が上がらないというようなところと、自治会の役をやっていたいてる方の高齢化というのが進んでおりまして、維持していく、これから存続していくというところがなかなか難しいというところがございまして、何とか町として自治会にお願いしている部分の負担を減らせないかというところが議論としてあったというところでございます。

今回、自治会のほうともご相談させていただいて、広報のほうを民間委託することで自治会さんの負担も減らせるというところでお話しさせてもらった上で、今回、民間委託にしようということになったという経緯でございます。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。これまで1自治会については、町の広報は職員さんがご苦労されて、議会は議会の広報で輪番で配布されたんですけど、これも全て委託されるということによろしいですね。

経営戦略課長（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課長（岩佐 式人課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

何点かお聞きしたいと思うんですが、まず物価高騰対策臨時省エネ製品買替促進事業について、町民の目線というんですか、実際どう使って、ちょっと疑問に思ったことをお聞きしたいと思いまして。

まず、エアコンなんですけれども、これは工事代が込みになっているのかをお聞きしたいというのが1点目。

で、2点目が、町外の電気屋さんで買っても大丈夫なのか。量販店とかございますよね。ほかの市とかに。そっちで買ったもので大丈夫なのか。レシートとか、そういうものも見せないといけないとは思いますが、そういうものと。

それと、電球なんですけど、電球もそうなんですけど、1回で1万以上というのはないので、何回かに分けて、この4月1日からの半年間にかけて、何回かこの上限に至るまでに数回買っていいということになっているのかと。

それと、もう1つです、ごめんなさい。これは申請順でしょうか。早い者順っていうんですか、先に申請した人から、審査するとかじゃなくて、早い者順で決まっていくものかをちょっと、この省エネのほうで幾つか、すいません、いっぱい羅列したんですけども、教えていただきたいのと、もう、一遍に言ったほうがよろしいですかね。地域振興券のことも聞いてよろしいですか。地域振興券のこともあるんですけど、一旦じゃあ。

委員長（河瀬 成利議員）

先に今までのことで答弁。

委員（尾崎 孝子議員）

お願いいたします。すみません、いっぱい言って。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

工事代を含むかどうかは、ちょっと確認させてください。

で、町外の電気屋さんで購入される場合、もちろんオーケーです。

電球の購入が複数回もオーケーかという話ですけども、申請は1回です。1回限りでお願いします。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

すみません、1回。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

複数回購入していただいても、申請はまとめて1回でお願いします。

委員（尾崎 孝子議員）

まとめれば、1回でよろしいですか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

1回で。はい、お願いします。

委員（尾崎 孝子議員）

まとめればいいということですね。ありがとうございます。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

はい。で、早い者順、申請順というところのご質問を頂いたかと思えますけども、要は順次、早い方から受け付けさせていただきます。で、審査に合格された方から交付作業を行っていく予定としております。

以上でございます。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。ちょっと疑問点のこと、ありがとうございます。町外でも買えるということと、それと1回の申請というものはっきり分かりました。ありがとうございます。

次のことでもよろしいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

はい、どうぞ。

委員（尾崎 孝子議員）

地域振興券のほうをお聞きしたいと思うんですが、まずこちら、住民さん全員に交付ということで、赤ちゃん、0歳の方から、またお年寄りで施設に入られてる方、お買い物に行けない方、そういう人に対しての対応というんですか、施設の方だったら、その施設の人が買いに行っているのか、その施設のルールになるかと思うんですけども。それと、その振興券が使い切れなかった場合は、もう紙くずになってしまうのか、お金として返金してもらえるのかというのをお聞きしたいのと、お釣りは出ないですね、基本。それもち

よつと確認したいなと思ひまして。

以上で、ちよつとお願いいたします。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

議員おっしゃるとおり、令和8年4月1日現在において住民基本台帳に記載されている
全ての方でございます。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

2番目のご質問ですけれども、その施設に入っている方というところは、住民基本台帳に
記載されてるところにお送りさせていただきますので、受け取られた方、誰が使っていた
だいても結構でございます。

それと、最後にお釣りでございますけど、お釣りは出ませんので、よろしくお願ひいた
します。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

使い切れなかった場合は、紙になるんでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。もう少しお聞きしてよろしいですか。こちら、取扱い店舗で手
を挙げた方だけしか取り扱えないと思うんですけど、スーパーとかコンビニとかは手を挙
げていらっしゃるんでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

商工会さんが今、200店舗ぐらいに郵送で案内状を送っていただいているんですけども、その中で当然スーパーとか大型スーパーとか、忠岡町にもあるんですけども、そこは個別に私らもお願いには行ってますので、それプラス商工会さんの会員企業さんというんですかね、それと商工会さんに加入されてないところも随時受け付けてますので、よろしく願いいたします。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。商工会に入っていない人も募集していただけてるということで、住民さんが使いやすい、どこのお店、ここの取扱いというようなポスターは張っていただけるんでしょうかね、多分。住民さんがほんまに使い勝手のいいように、ぜひポスターとかで掲示していただいて、どこでも、ここはいけて、ここはいけないじゃなくて、どこでも町内が潤うようにしていただきたいと思います。最後をお願いいたします。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

取扱い店舗というシールですかね、店舗の軒先に目立つところに張っていただく予定はしてございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。他に。小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

すみません。先ほど尾崎議員からご質問いただきました工事代を含むのかというところについてお答えさせてもらおうと思います。

工事代は含まないと。物の値段だけというところでお願いいたします。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑。森野委員。

委員（森野 良一議員）

この照明器具の件でちょっとお尋ねしたいんですけども、今ね、ちょっとたまたま僕、電気工事会社さんにちょっと問い合わせしてて、うちもやっぱり11月で今の普通の電球がもう製造中止になって、LED化になっていくのに合わせて、ちょっとたまたまタイミングよく、うちのLEDじゃない照明器具を買い換えようと思って、今電気屋さんに問い合わせたんですけども、今現状、物にもよるんでしょうけども、品物がないらしいんですよ。で、買いたいけども、その家によったら、丸い傘のであったり縦型のであったり、いろいろ種類はあると思うんですけども、この期間中に買いたいけども買えなかった場合って、その見積書などでも適用ってしていただけるんですかね。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

製品、物がないということでございますけども、一応国庫補助事業でございまして、補助の執行期間というところもありますので、やっぱり見積りだけでは、実際工事が行われるかどうかというところも確実性を担保できないところもありますんで、実際の買換えが終わった時点でというところでご理解のほうを頂きたいと思います。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

地域振興券のほうなんですけど、取扱い店舗への周知ね、知らなかったということがないようにしていただきたいなという質問をさせていただこうと思ったんですけど、今、答弁で商工会に入っていらっしゃらない方も商工会のほうでご連絡等、それから職員さんも回っていただけるということでありますので、そこは安心したんですけども。

あと、この地域振興券というのは、ご家族にまとめて封筒に家族分入れて送るという形になるんでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員（河野 隆子議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

まとめて送ったら、4人家族で3冊しか入ってないとかという可能性も出てくるので、1人1通でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、0歳、1歳の子も、その子供宛てに送るということによろしいですね。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

それで、ちょっと気になるのが、例えば夫のDVとか、そういったところで、住民票はそこにあるんだけど、お住まいでないという方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の把握というのはなかなか難しいところもあるんですけど、そういったところはこういった対処をされるのでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

先ほど、議員の質問なんですけども、町内でDVを受けている方が避難されて、どこか違う市町村のほうでお住まいになっているというところなんですけども、住民課のほうにですね、その届出をきっちりしていただければ、そちらのほうに送付させていただくという運びとなっております。

以上でございます。

ただしですね、今言いましたように、届出してなかったらどこにおられるかというのは分かりませんので、現の住民票のほうにお送りさせていただくという運びとなっております。

以上でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そこら辺は丁寧にしていただけるといふふうに思うんですけど、届出されてない方の把握というのはなかなか難しいとは思いますが、ちゃんとされている方については、そういった対処をしていただけるといふことですね。分かりました。いいですね、今、部長おっしゃられたように。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

そのとおりでございます。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

質疑はございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、討論を行います。討論はありませんか。北村委員。反対か賛成か。

委員（北村 孝議員）

賛成です。いいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

はい、どうぞ。

委員（北村 孝議員）

省エネ製品買替促進事業でありますけども、補助事業の期間が4月1日から9月30日になっておりますが、温室効果ガスの削減といふことの観点から、恒久的に事業として取

り組むことを要望いたしまして、賛成いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

他に討論ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

それでは、討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 10 号））を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり承認されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第 6 号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

議案書 58 ページ、お願いいたします。議案第 6 号、忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、選挙運動費用に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本町の条例において定める選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの制作に係る公費負担の限度額を、公職選挙法施行令で定める限度額と同額とするため、引上げの改正を行うものであります。

資料のほうの 8 ページ、議案第 6 号総務課資料 1 をご覧ください。まず、改正の内容です。第 8 条で選挙運動用ビラの作成にかかる 1 枚当たりの作成単価を 8 円 38 銭増額、第 11 条で選挙運動用ポスターの作成に係る 1 枚当たりの作成単価を 586 円 88 銭に増額するものでございます。

なお、第 2 条に規定する選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令において引き上げられていないことから、現行の

限度額から変更なしとなっております。

施行期日は公布の日より。

改正の影響は、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る選挙運動費用の公費負担の限度額が増額となるものでございます。

根拠法令は記載のとおりとなっております。9ページの総務課資料2は新旧対照表となっておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑、お受けいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて討論を行います。討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないということで、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第7号 忠岡町行政手続条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野総務課長。

総務課（森野 英三課長）

それでは、議案書 60 ページ、お願いいたします。議案第 7 号、忠岡町行政手続条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法が改正され、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、現行の書面掲示からインターネットによる公表を前提とした方法に変更されたことに伴い、条例及び規則に基づく処分等について適用される忠岡町行政手続条例においても、同趣旨の改正を行うものであります。

資料の 11 ページ、議案第 7 号総務課資料 1 をご覧ください。改正の内容です。第 15 条第 3 項及び第 4 項で、公示の方法についてインターネットによる公表を前提とした方法（具体的な方法は規則へ委任）へと改正をするものです。また、第 16 条第 1 項で、条項ずれの規定整備。第 22 条第 3 項及び第 29 条で、第 15 条第 3 項及び第 4 項を準用する規定について、これらの条項の改正に合わせて規定整備を行うものです。

施行期日は令和 8 年 5 月 21 日。

改正の影響は、公示事項を掲示場と併せてインターネットにおいても閲覧が可能となるというものです。根拠法令は記載のとおりでございます。また、12 ページの総務課資料 2 は新旧対照表となっております。後ほどご高覧をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑お受けいたします。ご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

改正の影響で、掲示板と併せてインターネットでも閲覧できるというところで、なかなかね、住所、その所在がね、判明しないという方については、役場なんかのところの掲示板にするようにしてますけれども、このインターネットにすることによって、そういった方に連絡がつけると、そういった可能性が少しでも増えるということになる可能性があるんですかね。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

今までの掲示板のみでは情報取得が難しい方々にも届くようにという趣旨も含めまし

て、このような改正となっております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

それと、根拠法令とか書いていただいています、この今、説明によると、平成5年とかという年が出てくるんですけども、随分と空きがあるというふうに思うんですけど、それはなぜなのでしょう。

総務課（森野 英三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

この平成5年からの期間が空いておる理由ということでよろしいでしょうか。はい。

そちらに関しましては、この改正の理由のところに、すみません、答えになるかどうかあれなんですけども、デジタル社会形成基本法の一部を改正する法律というものが改正されたのが現時点のタイミングとなったため、この時代の流れで今のタイミングになったという理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第7号 忠岡町行政手続条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第10号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

下川消防次長。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

議案書の69ページをお願いいたします。議案第10号、忠岡町火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、議案書の70ページをお願いいたします。併せて、議案資料の26ページ、議案第10号消防予防課資料1をご覧ください。

火災予防条例の改正については、大きく分けて3点の改正がございます。

まず1点目は、サウナ設備に係る改正で、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正が公布されたことにより、屋外等のテントや木だる等のバレルに設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要があり、第7条の2においてテント型サウナ室、バレル型サウナ室等を簡易サウナ設備と定義し、第7条の3において簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義しました。また、第44条において、簡易サウナは一般サウナと同様に届出を要することを明記します。

2点目は、火災に関する警報の発令中における火の使用を制限する際に、火災警報の発令根拠を明確にするため、第29条において、火災に関する警報は消防法第22条第3項に規定するものであることを明記します。

3点目は、地震時の電気火災対策が重要視され、住宅防火対策として感震ブレーカーの設置の必要性が向上したことにより、第29条の7において、感震ブレーカーの普及促進を明記します。

以上、3点の改正で、改正による影響につきましては、サウナ設備に係る火災予防対策を講じ、被害を最小限に抑えることや、感震ブレーカーの普及促進が期待できます。また、火災警報の発令根拠が明確になります。

なお、この条例は令和8年3月31日から施行するものでございます。議案資料の27ページ、議案第10号消防予防課資料2は新旧対照表となっておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。北村委員。

委員（北村 孝議員）

近年のサウナブームを背景にとありますけども、今、浴場等では、忠岡にはあるんか知らんけども、個人宅でこういったところはあるんですかね。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

下川次長。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

浴場等で、管内では太平のゆさんがあって、そこにサウナ設備はございます。あと、個人宅についてはですね、一定個人で使用するサウナ設備については規制の対象外になります。というところで、届出がこれから必要がないので、個人で楽しむ分は。なので、その辺の把握はちょっと難しいところになってございます。

委員（北村 孝議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません、ちょっと私がなかなか理解ができなくて。今、個人の方の分はちょっと把握はできないということでありましたけれども、このテント型とバレル型は簡易サウナ設備とすることを定義するのが追加されたことによって、この第44条の一部改正で届出を要することを明記すると書いていますので、なので、個人でこういったテントとかバレルを設置したら届出が要ということなんですかね。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

下川次長。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

今、議員おっしゃっているテントサウナ、バレルサウナ、これは基本的に公の人も使う

営利目的で設置する場合に届出というのが必要になります。ただ、家の中で個人で使用するという分までの規制は、特に届出の必要はなく、規制の対象外というところになってきます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。営利目的というところですね。だから、個人で持ってる方はちょっと把握できないということで、分かりました。

それで、次のこの感震ブレーカーの普及促進って書いてあるんですけど、これは義務づけではないんですかね。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

下川次長。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

感震ブレーカーの件なんですけど、義務づけではないです。住宅用火災警報機は義務として条例のほうに載せているんですが、この感震ブレーカーは、その義務づけの1個手前の促進、設置するよう促進していくというようなところで、まだ義務というようなところまでは至ってない状況です。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今ね、住宅でもこの感震ブレーカーですか、別づけでやっておられるお家もあると思うんですけども、値段もピンからキリまであるようなんですけど、今現在は促進でありますけれども、地震が起きると、やっぱり火災というのが一番怖いですからね。義務づけに今後なっていくのかなというふうには思うんですけど、法がそうなれば忠岡町もそうするんでしょけど、今、新築の家なんかは、もうこの分電盤っていうのは、感震ブレーカーというのはついているんでしょうか。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

下川次長。

消防本部（下川 浩幸次長兼予防課長）

現状、新築の家に感震ブレーカーというところなんですが、世帯主さんの要望によってつけてほしいというようなところがあれば、恐らく設置されるんじゃないかなというところで思っています。なかなかこの感震ブレーカーのその設置を促進するということも、今、ホームページとか町の広報とか、あと今、住宅防火訪問というところで回らせてもらってまして、その中でも一定設置を促しているというような状況です。

委員長（河瀬 成利議員）

いいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第10号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

続きまして、議案第11号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、本常任委員会に係る部分についてのみ担当課より説明を求めます。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根経営戦略課参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

議案書の71ページをお願いいたします。議案第11号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、ご説明をさせていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,803万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億3,064万2,000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書により、総務事業常任委員会に係るもののみご説明をさせていただきます。

第2条は地方債の補正で、地方債の廃止は第2表、地方債補正によるものでございます。75ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。地方債の廃止でございます。今回の廃止は、東区ふれあい広場整備工事の財源更正に伴う地方債の廃止でございます。起債の目的は町民運動場整備事業債で、限度額を2,280万円から皆減するものでございます。

続いて、78ページをお願いいたします。事項別明細書によりご説明をさせていただきます。歳入で、第10款、第1項、第1目 地方交付税で、補正額1億2,469万3,000円は、普通交付税でございます。

次のページに参りまして、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額1,557万円は、社会保障税番号制度システム整備費補助金ほかでございます。第3目 衛生費国庫補助金で、189万9,000円の減額は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。

次のページに参りまして、第16款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金で、補正額3万円は、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金利子でございます。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、8,296万3,000円の減額でございます。第2目 愛の福祉基金繰入金で、補正額1,051万円は、愛の福祉基金繰入金でございます。第8目 新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金で、補正額1,312万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金でございます。

次のページに参りまして、第20款 諸収入、第4項、第1目 雑入で、8,914万6,000円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金でございます。第21款、第1項 町債、第9目 教育債で、2,280万円の減額は、町民運動場等整備事業債でございます。

次のページに参りまして、歳出でございます。現時点での各事業における事業費の確定による入札差金や、国が提供するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行時期が延期となった事業の事業費予算の減額を計上しておりますので、事業費予算の減額補正につきましてはの説明は省略をさせていただきます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、補正額1,774万5,000円は、退職者の発生に伴う退職手当でございます。第7目 基金費で、補正額1,836万円は、霊園基金積立金ほかでございます。第9目 電子計算費で、7,901万7,000円の減額となっておりますが、総合行政システム住民記録改修業務委託におきまして、115万5,000円を補正計上しております。こちらにつきましては、国の社会保障税番号制度システム整備費補助金におきまして、全額財源措置がなされます。

次のページに参りまして、第12目 災害対策費で、補正額2,513万5,000円は、避難所環境改善資機材購入費でございます。こちらにつきましては、国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）におきまして、2分の1の財源措置がなされます。第3項、第1目 戸籍住民基本台帳費で、121万円の減額となっておりますが、戸籍情報システム改修業務委託料におきまして184万8,000円を補正計上しております。こちらにつきましては、国の社会保障税番号制度システム整備費補助金におきまして、全額財源措置がなされます。

次のページに参りまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 環境衛生費で、補正額712万円は、霊園使用料返還金でございます。

次のページに参りまして、第7款、第1項 商工費、第2目 商工業振興費で、補正額1,316万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金精算返還金でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、朝野自治防災課長より避難所環境改善事業に係る補足説明がございます。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

自治防災課より避難所環境改善整備事業について、補足説明をさせていただきます。資料の30ページ、議案第11号自治防災課資料、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）も併せてご覧ください。

避難所環境改善整備事業につきましては、令和7年度に資機材等の整備を実施したところでございますが、このたび国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用できることとなったため、避難所環境のさらなる向上を図るべく、所要額を本補正予算に計上するものでございます。

簡易テント及び簡易ベッドにつきましては、昨年度に引き続き購入するものでございますが、今回の追加整備によりプライベート空間を確保し、避難所環境のさらなる改善を図るものでございます。ベビーケアルームにつきましては、指定避難所の施設内に設置するものであり、災害時の活用はもとより、授乳やおむつ替え等の赤ちゃんケア空間として平

時からの利活用も視野に入れ、避難所環境の向上を図るものでございます。

また、エアータントにつきましては、応急的な医療救護所としての使用に対応可能な仕様で、15人から20人収容可能な30平米サイズのものを整備するものでございます。

なお、その他購入を予定しております資機材等の内容及び補助率等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑お受けいたします。尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

避難所環境改善整備の購入する資機材等のことでお伺いいたします。ベビーケアルームを3台ということですが、1台お幾らぐらいしまして、その3台、平時どこに置く予定でしょうか。お教えてください。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

金額なんですけれども、1台約385万円ほどの資機材となっておりまして、平時なんですけれども、指定避難所であるシビックセンターと文化会館に配置すること、設置することを今想定しております。

以上でございます。

委員（尾崎 孝子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。385万掛ける3台ということで、1,000万以上ということですね。はい、ありがとうございます。

私、テクスピアの辺りで、ベビーケアのルームみたいなのを見たことあるんです。それと一緒にんでしょうか。ごめんなさい、伝わるかどうかあれなんですけど。皆さん、見たことないですかね、テクスピアの1階に。すみません、お願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

恐らく同じもの、同様のものかと思います。

委員長（河瀬 成利議員）

尾崎委員。

委員（尾崎 孝子議員）

ちょっと私もお見かけして、そのベビールーム、いいなあと思ってたので、早速買っていただけるということで、うれしく思います。

以上でございます。ありがとうございます。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今、資機材ですかね、今ご説明あったんですけれども、非常に簡易テントなんかはね、プライバシーを守れるということで、非常に活用できたらいいなというふうに思うんですけど、分散というか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

防災資機材の分散配置につきましては、指定避難所である小・中学校の施設管理者のほうと、スペースのほうはですね、協議のほうもしております、既に簡易テントとか、ある一定の防災資機材については、分散して配置のほうは行っております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

学校のほうは施設管理者と協議ということで、ある程度分散されているということです、あと文化会館とか福祉センターとか、そういったところは避難所にはなかなかかなりにくいところなんですけど、今現在置いているのは、シビックセンターと、あとどこおっしゃったのかな。すみません。シビックと。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

簡易テントと簡易ベッドのお話ということでよろしいでしょうか。

委員（河野 隆子議員）

全体としてね。

自治防災課（朝野 恵美課長）

今、小・中学校のほうは、既に分散配置のほうは進めておって、既に配置しているものもあるんですけども、そのほか文化会館とかもですね、防災資機材を置くスペースのほうを欲しいというようなところの協議というのはもう行っておるところです。ちょっと今後、それがどこになるのかとか、どのぐらい頂けるのかというのは詰めていくようなところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですね。分散ね、なかなか災害が起きたところにそこまで運ぶという手立てが大変なときに大事なことだというふうに思いますので、引き続きね、場所も要ることですので、協議、いろいろと大変だと思いますけど、そこは進めていっていただきたいというふうに思います。

続けてよろしいですか。

委員長（河瀬 成利議員）

はい、どうぞ。

委員（河野 隆子議員）

あと、いろいろな補正予算が出てまして、システムの標準化の業務ですか、これは減額が出ていますけど、令和8年度に延期というふうに聞きました。

それで、あと財政調整基金ですね、80ページの。ここらも減額、大きな金額なんですけど、減額になっていて、で、そこでちょっとお聞きしたら、昨日お聞きしたら、交付税も1億2,400万入ってきたということで、そこら辺のちょっと影響があったというふうに思うんですけども、この交付税が入ってきた、この金額っていうのは大体これぐらいは入ってくるだろうとお考えだったのか、それとも結構ちょっと思ってたよりかたくさん入ってきて、あと、いろいろとその基金の繰入れとかの減額に影響しているというところだと思うんですけど、読みというのはどんな感じだったんでしょうか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

今回、補正予算に計上しております分は再算定になりますので、当初の時点で再算定が行われるかどうかという点につきましては分かりかねますので、これを想定していたかどうかと聞かれますと、想定はしていなかったという回答になります。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

交付税はありがたいものなので、再算定して想定していなかったけども、これだけ入ってきたというところで、そこら辺は財政的にありがたいというふうに思います。

それで、あとは84ページの霊園の返還金があるんですが、忠岡町がもう今後ね、全額返さないというお知らせは周知していただいていると思うんですけど、これは何件分で、あとそういった周知をした後、何かちょっと住民の方が窓口に来てトラブルとか、そういったことはなかったでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

前回の12月議会のほうでも補正をさせていただきまして、それでも対応できないぐらいのちょっと返還が来てるというところでございまして、今回3月議会のほうでも補正をさせていただいております。

現状、2月末現在ですが、60件、返還のお届けが出ております。あと1か月というところでございますので、周知につきましてはホームページにも載せてます。個別通知は全員にさせていただいたところです。

あと、また浜霊園のほうのトイレ、水くみ場等数か所に、この旨の3月末以降につきまして、4月以降につきましては一部返還になるよという形のお知らせはさせていただいてるところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

かなり多いですね、60件ってね。今ね、お墓離れというか、なかなか若年層にはお墓ってというのはなかなか親しみにくいところもあるのかなと思うんですけど、別にそれでいろいろとトラブルというようなものはないですかね。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

住民さんからのトラブル、この分の全額返還を一部返還にすることについてのトラブルというのは、今のところございません。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

窓口でもいろいろと返還に来られた方に説得というか、何とかね、そのまま持っていただけないかということはしていただいているというのは分かっているんですけど、60件って多いですね。

で、ちょっと最後、あと1点だけなんですけど、同じ84ページで、環境基本計画のところが減額に、委託料減額になっていますが、これはなぜなのでしょう。

委員長（河瀬 成利議員）

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

いわゆる入札差金でございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

入札差金ね、分かりました。

すみません、最後と言ったけど、もう1点聞き忘れてました。85ページなんですけどね。商工費のところなんですけど、返還金ね、使わなかったから国に返すというところで

1, 600万円返したところなんですけどね、これについてはいろいろメニューがあったと思うんですけども、これだけ返さなあかんかったというところは、どれだけ使ったかというのと、見通しが甘かったのかというところで、ちょっとお答え願えますか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

こちらのほうなんですけども、制度設計した当初がですね、200事業者掛ける5万円掛ける2年間で2,000万円の制度設計をしてございます。令和6年、令和7年のこの2年間で利子補給させていただいたんですけども、令和6年が対象事業者41件、188万7,495円の補助をさせていただきました。令和7年度は、対象事業者31件の137万5,358円ということでございます。で、当初の見通しが甘かったのかということなんですけども、確かにそう言われればそうなのかもわかりませんけども、200事業者のうち、当初申請出されてる事業者が98件でございまして、そのうち98件に案内状を送付した結果がこういうことになってございますので、よろしくお願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですね。もうちょっと、200件を想像していたけれども、件数が少なかったというところで、分かりました。それで、これは後になってからしかなかなか分からないものだというのも分かるんですけど、これ、ちょっと公室長にお聞きするんですけどね。いろんなメニューがあったのかなというふうに思うんですけども、後になって、これは返還金で終わっちゃってるんだけど、ほかに有効な使えるものがなかったのかなというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（河瀬 成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほど坂本課長から答弁ありましたように、結果こういうことになったということなんですけども、当時ですね、コロナの感染時期、令和2年ですね、感染時期が拡大しておりましたので、その当時、飲食店なりの時短営業、休業の要請が国のほうからございました。それに対する営業補償ですか、協力金が出ましたので、それを使われたということの影響があったのかなということを考えております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですね。いろいろと府からの協力金が下りたりとかしましたのでね、そちらのほうの活用もあったからこんだけ件数が少なかったのかなというふうに思うんですけど、今後また何かといろんな有事というか、そういったことが起こった場合は、いろいろと研究もしていただいて、国からせっかくこれだけ来ているのに返さなあかんというふうになったので、そこら辺はいろいろと検証していただきたいというふうに要望します。お願いしておきます。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

避難所環境改善整備事業ですけども、事業の概要として平時の利活用も含めた防災に必要な資機材を購入するとありますけども、車両は含まれないのでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

こちらの交付金の対象としては、車両も対象にはなってございます。本町のほうとして今回整備する資機材については、資料のほうでお示しさせていただいているもので考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

車両が含まれるということではありますが、一般質問される議員さんいらっしゃいますので深くはお聞きませんが、いわゆるよく報道もされております災害等で一番困るのが水

とかトイレとか、そういったことになりますので、以前、トイレトレーラーというお話もさせてもらったこともあるんですけど、トレーラーとなりますと、やっぱり特殊な免許が要りますので、もうちょっとコンパクトになった小型化のそういう車両がありますので、そういったことの検討はされなかったのか、その1点だけお聞かせいただけますか。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

議員おっしゃるのは、恐らくトイレカーとか、そういったものだと思うんですけども、トイレカーとかキッチンカーとか、その辺も含めて検討のほうはさせていただいたんですが、本町の地理的条件や財政状況、運用体制等を踏まえまして、今回はこのような形で検討を進めたということでございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

今後、検討されるように要望いたします。

以上、結構です。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。森野委員。

委員（森野 良一議員）

すみません、1点だけ。このエアーテントについてなんですけども、医療救護などの環境ということで、これは基本、シビックセンターに設置するという考えでいいんですかね。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

町民グラウンドに設置するのを今、想定しております。

委員（森野 良一議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

森野委員。

委員（森野 良一議員）

これは、今後また増やしていくという、エアーテントは数を増やしていくという考えでもいいのかな。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

現時点ではですね、エアーテントの活用方法としましては、災害現場の医療救護所、またはちょっとシビックセンターの損害が大きいとかですね、災害対策本部等の用途で使用することを想定して、今回ちょっと1台ですね、購入のほうを考えているんですけども、今後は必要に応じまして追加の整備も検討をしていくこともあるのかなというふうには考えております。

総務課（森野 英三課長）

ありがとうございます。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件について、全て終了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、本会議最終日において委員長報告を行います。

委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

その他、理事者側で何かございますか。

総務課（森野 英三課長）

委員長、すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

森野課長。

総務課（森野 英三課長）

冒頭の河野副委員長からのご質問で内容確認できましたので、お答えさせていただきます。

報酬が現金から振込に変わった経緯でございますけども、選挙時の新型コロナウイルスの感染症対策の1つとして振込に切り替えたものとなっております。具体的な時期としては、令和3年の衆議院の時期からは振込に切り替えさせていただいております。

すみません、答弁に時間を要し申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

調べていただいて、早速ありがとうございます。令和3年からなってるんですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（河瀬 成利議員）

他にございませんか。

（な し）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶いただきます。

町長（是枝 綾子町長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

委員皆様には、長時間にわたる慎重なご審議をいただき、ありがとうございます。また、様々なご意見、ご提案も頂き、本当にありがとうございます。できるだけ生かしていけるようにというふうに考えております。また、委員会でのご承認も頂き、ありがとうございます。引き続き頑張ってまいりますので、またどうぞご協力いただきますようよ

ろしく願いをいたしまして、今度こそ閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。委員の皆様方、本日は大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（「午前 1 1 時 3 1 分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和8年3月4日

総務事業常任委員会委員長 河 瀬 成 利

総務事業常任委員会委員 北 村 孝